

みんなで支えよう認知症

2025年の認知症患者は、65歳以上の高齢者の5人に1人を占めるといわれ、いまや認知症は誰にでも起こりうる身近な病です。認知症について正しく理解するため、「認知症」と「もの忘れ」の違いや、認知症の人とのコミュニケーションのとり方、本人や家族の権利・財産を守るための成年後見制度について学びます。認知症について不安を抱えている人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、みんなで認知症の理解を深めましょう。

- 対象者** 認知症、成年後見制度について詳しく知りたい人
- 日時** 10月1日(土) 午前10時～午後0時10分 (受付 午前9時半～)
- 会場** まどかぴあ 多目的ホール
- 内容** ◇第1部 認知症の理解を深める講座 (講師 精神科医※選定中)
◇第2部 成年後見制度を学ぶ講座 (講師 福岡県司法書士会※選定中)
- 定員** 100人 (先着順)
- 申込方法** ◇電話◇FAX◇メール (氏名・住所・電話番号を記入)
- 申込期間** 8月18日(木)～9月16日(金)
- 申し込みと問い合わせ先**
☒ すこやか長寿課地域包括支援センター ☎(501)2306 ☎(572)8432
houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp

高齢者の成年後見制度の利用

高齢になると、認知機能の低下などにより判断能力が衰え、生活に必要な契約や金銭管理が難しくなることがあります。

◆家賃や預貯金の管理ができなくなってきた。

◆介護サービスの利用が必要だが本人は契約をすることができない。

◆悪質商法の経済的被害を受けた。このような問題をそのままにしておくと、後々金銭トラブルや消費者被害など大きな問題につながる可能性があります。

そこで、高齢者と一緒に金銭を管理したり、代理で契約を行ったりする人の存在が必要になってきます。そのような人を「後見人(類型により保佐人または補助人)」といいます。

成年後見人が決まるまで

後見人の選任は家庭裁判所に申し立てを行って手続きをします。

●**申し立てができる人** ◇本人◇配偶者◇4親等以内の親族

※司法書士などが手続きをする場合は別に契約が必要です。

※親族がない場合、市長による申し立てもできます。

●**費用** ◇成年後見用診断書作成料◇申立手数料◇登記手数料など

●**申請方法** 家庭裁判所所定の申立書と必要書類を提出

●**選任** 家庭裁判所で審査し、適切な人を後見人に選任

※申し立てから選任までには数カ月かかることがあります。

成年後見制度に関する相談

各地域包括支援センターでは、成年後見制度に関することや、申立方法などの相談ができます。相談するときは、事前に連絡をしてください。

●問い合わせ先

◇すこやか長寿課(基幹型地域包括支援センター)
☎(501)2306

◇南地区地域包括支援センター
☎(589)2632

◇中央地区地域包括支援センター
☎(595)6802

◇東地区地域包括支援センター
☎(504)5858

◇北地区地域包括支援センター
☎(501)3838